解散公告

当社は、平成二十四年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月三日

神奈川県座間市東原五丁目一番一一号

株式会社グローバルスタッフ

代表清算人　大草　慎一

解散公告

当社は、平成二十四年三月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月三日

静岡県浜松市西区村櫛町四六〇一番地

ＯＭ出版株式会社

代表清算人　飯田　祥久

解散公告

当社は、平成二十四年三月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月三日

名古屋市東区代官町二八番二四号

株式会社吉乃湯

代表清算人　神原　惠子

解散公告

当社は、平成二十四年三月十四日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月三日

大阪府東大阪市岩田町一丁目三番九号

セイコー住販株式会社

代表清算人　市瀬　清

解散公告

当組合は、平成二十四年三月十九日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月三日

大阪府池田市城南一丁目一番三〇号

池田市不動産事業協同組合

代表清算人　福井　信義

解散公告

当社は、平成二十四年二月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月三日

兵庫県芦屋市春日町一四番二二―一一〇号

株式会社神寿

代表清算人　田中　寿夫

解散公告

当社は、平成二十四年二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月三日

島根県松江市白潟本町一三番地一〇

有限会社太田商事

清算人　太田　康夫

解散公告

当社は、平成二十三年九月十三日開催の臨時株主総会の決議により、平成二十四年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月三日

大分県竹田市大字竹田二七六一番地

株式会社岡城開発センター

清算人　板井　良助

解散公告

当社は、平成二十四年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月三日

宮崎県延岡市島浦町六一六番地五

有限会社共福網

代表清算人　高田　福郎

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為第三十一条の規定による存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月三日

千葉県成田市土屋三〇三番地

財団法人成田市教育文化振興財団

代表清算人　関根　賢次

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年二月十三日宗教法人法第四三条第二項第六号により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月三日

東京都中野区白鷺一丁目九番二四号

宗教法人神道国清教

清算人　細田　晏久

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月三日

大阪府高石市加茂四丁目一番一号

財団法人高石市施設管理公社

代表清算人　福村　壽之

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月三日

山形県尾花沢市若葉町一丁目四番二七号

財団法人山形県おもたか奨学会

清算人　星川　保松

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年八月二十九日開催の臨時総会の決議並びに栃木県知事の認可により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月三日

栃木県宇都宮市下栗一丁目一一番地三

職業訓練法人栃木県造園高等技術学校運営会

代表清算人　染宮　正

連絡先　栃木県宇都宮市川田町一〇八番地三

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月三日

埼玉県羽生市大字下羽生八七六番地

財団法人羽生市地域振興センター

清算人　安野　恵子

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月三日

東京都西多摩郡檜原村一〇八三番地四

財団法人南郷共益会

代表清算人　井上　孝次